

発議第 3 号

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

賛 成 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 岡 島 敬

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 斎 藤 實

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算確保・拡充を求める意見書

日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟34カ国の平均が4.7%に対し3.5%と大きく下回り、加盟国中、最下位となっている。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にある。このことは、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さを証明するものである。また、厚労省から発表された12年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっている。このような状況の中、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっている。

教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されている実態が多くあり、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの保護者負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じている。また、「高校授業料無償制度」所得制限や、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪など、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念することに繋がるなど、「教育の機会均等」に影響を及ぼしている。

また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。2016年度文科省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善は見送られた。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正を伴う「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、以下の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見する。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるようまた、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請する。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。
- 3 教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請する。

- 4 経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充するとともに、返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を行うよう要請する。
- 5 高校授業料無償制度への所得制限撤廃が実現されるよう要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 8 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
地方創生担当大臣

発議第 4 号

待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 田 中 裕

八雲町議会議員 岡 島 敬

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書

政府は「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育所等の受け入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところだが、依然として2万人を超える待機児童が存在する。

また、待機児童は主に大都市を有する都道府県に多く存在することから、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした観点から、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取り組みを推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性ある受け皿の確保などを集中的に講ずることも必要である。

よって政府においては、必要な予算の確保も含め、早急に待機児童の解消を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 待機児童解消のため、「待機児童解消加速化プラン」を着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。
- 2 多様な保育ニーズと保育施設とのマッチングを行う「保育コンシェルジュ」について、利用者の視点に立った機能強化を推進すること。
- 3 都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅、国立大学法人等の空きスペースの活用など、公有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。
- 4 保育士の賃金引き上げやキャリアアップ支援など、保育士のさらなる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度の推進や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月8日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣

発議第 5 号

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと高校教育の充実を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 岡 島 敬

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと高校教育の充実を求める意見書

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006 年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学級規模」を「40 人学級で 4～8 学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、2007 年以降、現在までに全道で 24 校が募集停止、21 校が再編・統合による削減となることが決定している。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じている。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されている。

昨年度、道教委は「配置計画」において、奥尻高校を町立移管とし今後もさらに地方の小規模校を自治体へ移管する考えを示した。これは、全道の子どもたちに等しく後期中等教育を保障する教育行政としての責任を放棄していると言える。

北海道では、「貧困と格差」の固定化・拡大、地方の人口減少など、社会状況が大きく変化しており、こうした中で「指針」策定から 9 年が経過している。この間、「募集停止」「再編統合」など「計画」により地元から高校が無くなったことで、遠距離通学や下宿生活などにより子ども・保護者に身体的・精神的・経済的負担増を強いている。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながる。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見する。

記

- 1 道教委が 2006 年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の 5 年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 8 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
北海道教育委員会教育長
北海道知事
北海道議会議長

発議第 6 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

賛 成 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議員 田 中 裕

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 斎 藤 實

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
- 4 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対

応をはかること。

- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 8 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）
経済産業大臣
地方創生担当大臣

発議第 7 号

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 岡 島 敬

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 大久保 建 一

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法である。広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業は、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づいて実施されている。

骨髄バンク事業において、平成 28 年 2 月現在のドナー登録者数は 45 万人を超え、患者との HLA 適合率は 9 割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは 6 割未満に留まっている。これは、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かは、ドナーを雇用している事業主ごとに対応が異なることなど、様々な要因による。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる損害補償保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に出向くなどして仕事を休業した場合の補償は、現在、行われていない。ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組みづくりが早急に求められる。

よって、政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

記

- 1 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇の制度化についても検討すること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 8 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

発議第 8 号

平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 岡 田 修 明

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

平成 28 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

総務省「就業構造基本調査」によると、道内の非正規労働者数は約 96 万人、雇用労働者の約 43%（全国 2 番目）と高く、労働政策研究・研修機構が実施した「多様な就業形態に関する実態調査」においても、かつての家計補助者という位置付けから、3 分の 1 が家計維持者へシフトしている。また、若年労働者数は、この 10 年間で 3 割も減少する一方で、4 割が非正規雇用であり、少子化の加速によって、税・社会保障の担い手が減少している。加えて、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる道内労働者も 48 万人近くに増加し、割合も 3 割を超えている現状にある。

平成 22 年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を 2 年連続で表記した。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 28 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「雇用戦略対話合意」に基づき、早期に 800 円を確保し、平成 32 年までに全国平均 1,000 円に到達することができるよう、平成 27 年年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げることを。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額 882 円）を下回らないよう、適切な水準を確保すること。
- 3 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 8 日

北海道二海郡八雲町議会議員 能登谷 正 人

提出先
北海道労働局局長
北海道最低賃金審議会会長

発議第 9 号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 宮 本 雅 晴

賛 成 者

八雲町議会議員 千 葉 隆

八雲町議会議員 黒 島 竹 満

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議員 牧 野 仁

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 8 日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
内閣総理大臣
厚生労働大臣

発議第 10 号

電力自由化のさらなる改善を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

賛 成 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

電力自由化のさらなる改善を求める意見書

4月からはじまった電力自由化では、再生可能エネルギーの普及を求める人々はもとより、原発への賛否にかかわらず、利用者自らが電源を選べることに、多くの関心が寄せられている。とくに福島第一原発事故後、多くの国民が原発ではなく安心な再生可能エネルギーを選択したいと願っている。

そのためには、どのような電源によって発電されたのか、開示・表示されることが大前提となるが、政府の「電力取引監視等委員会」は、小売電気事業者にたいする指針を決定し、電源構成の表示を、法律上の「義務」とせず「努力義務」とした。これでは電源構成に目隠しするようなものである。

資源エネルギー庁の電力自由化を宣伝するポスターは、「あなたに合った電気を選べる時代へ」となっているが、再生可能エネルギーなど電源がいろいろあるのに、どのようにつくられた電気かわからないのでは、選びようがない。

欧州諸国では、販売する電源構成の開示・表示が法律上義務付けられている。

ドイツでは、原子力、石炭火力、天然ガス、再生エネ等がそれぞれ何割を占めるのかを示すだけでなく、1キロワット時当たりの温暖化ガス排出量や原発の放射性廃棄物まで表示するように義務付けられている。

EU全体では再生可能エネルギーを2030年までに46%まで引き上げる目標をかかげている。政府においても、爆発的な普及にむけて電力自由化にあたって以下の点を求めるものである。

記

- 1 ただちに電源構成表示の義務化をおこなうよう政府に求めるものである。
- 2 再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）電気の一般電気事業者の買い取りと優先接続の義務化
- 3 送電線を一般電気事業者の所有から切り離し、完全に公的部門として独立させ公平公正な送配電を可能とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月8日

北海道二海郡八雲町議会議員 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣

発議第 11 号

安保法制（戦争法）の廃止、南スーダンへの自衛隊派遣の中止、撤収を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 28 年 6 月 8 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

安保法制（戦争法）の廃止、南スーダンへの自衛隊派遣の中止、撤収を求める意見書

政府は南スーダンのPKO（国連平和維持活動）として、5月下旬から陸自第7師団（千歳）を中心とした施設部隊を順次出発させようとしている。

自衛隊が派遣されようとしている南スーダンは、政府と反政府勢力との武力衝突で事実上の内戦状態にあり、国連の避難所でさえ戦闘で死者がでている。

アフリカ・南スーダン共和国は2013年12月15日に内戦状態に陥り、同国に展開中の自衛隊部隊が、「緊急撤収計画」を決裁していた。同じ月には、宿営地で銃弾が発見されている。

こうした事実をみても、政府の「南スーダンはおおむね平穏であり、停戦合意などのPKO5原則は守られている」という言い分は成り立たない。

政府は、安保法制の成立を受け、南スーダンに派遣する自衛隊の任務を拡大し、「駆け付け警護」などを可能にすることを検討している。「駆け付け警護」などが行われれば、自衛隊員が南スーダンの国民に銃口を向けて発砲・殺害したり、自衛隊員も攻撃を受けて戦死者が出る危険がある。

5年前の大震災でも、今回の九州での震災でも、自衛隊員は救援活動の先頭になって、危険をかえりみず国民を守る先頭に立った。そうした自衛隊が殺し、殺される危険に直面し、少年兵や民間人の命を奪ってしまったら取り返しがつかない。

PKOでは紛争当事者間の停戦合意などの派遣条件が崩れた場合は撤収するとされている。

よって、八雲町議会は、道民である自衛隊員の命を危険にさらす戦争法の廃止と、派遣条件がない南スーダンへの自衛隊派遣の撤回、撤収を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月8日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛大臣
外務大臣